

厚生労働省案（修正版）

※民主党障がい者ワーキングチーム（WT）の
「厚生労働省案に対する意見」を踏まえて修正したもの

【留意すべき事項】（民主党障がい者WT意見より）

1. 骨格提言の段階的・計画的実現

骨格提言の実現を目指す観点から、今回の法律事項に限らず、引き続き、
予算の確保や報酬改定も含め、段階的・計画的に取り組むべきこと。

1. 理念・目的・名称

(1) 理念・目的

障害者基本法の改正を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられることにより地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。また、これに伴い目的規定を改める。

(2) 法律の名称

障害者自立支援法の名称そのものを見直す。

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者基本法の改正を踏まえ、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる一定の障害がある者を加える。(児童福祉法においても同様の改正を行う。)

【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)

2. 障害者の範囲の拡大の検討

法の対象となる障害者の範囲を定める政令については、「制度の谷間」をなくすという基本的考え方に立ち、難病対策全般の見直し等における専門的・技術的な意見も踏まえて検討すべきこと。

3. 支給決定の在り方の見直し

法の施行後5年(調整中)を目途に、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

また、この検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)

3. 支給決定の在り方の検討

法に基づく支給決定の在り方の検討にあたっては、個別事情に即した障害者及びその家族の意向を尊重すべきこと。

4. 障害者に対する支援（サービス）の充実

(1) 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化

地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合する。

(2) 障害福祉サービスの在り方等の見直し

法の施行後5年（調整中）を目途に、常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

また、この検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

【留意すべき事項】（民主党障がい者WT意見より）

4. 常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討

法に基づく常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討にあたっては、現行の個別給付について、福祉サービスとしての給付間の整合の観点にも留意しつつ、対象者やサービス内容の拡大も含めて検討すべきこと。

なお、重度訪問介護の対象者、行動援護のサービス内容の拡大については、今回の法案に盛り込むべき、それが難しい場合には平成26年4月1日までに検討を行い結論を得るべきとの強い意見があった。

5. 障害者の就労の支援の在り方の検討

法に基づく障害者の就労支援の在り方の検討に併せ、労働法規の適用も含め、多様な就業の機会の確保のための方策についても、障害者の一般就労を更に促進する観点から検討すべきこと。

9. 訪問系サービスに関する国庫負担基準の検討

訪問系サービスに関する国庫負担基準については、国と地方公共団体の役割分担も考慮しつつ、引き続き、検討すべきこと。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業として、

- ① 地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、
- ② ボランティア活動を支援する事業、
- ③ 成年後見制度の利用を促すため、市民後見人等の人材の育成活用を図るための事業、
- ④ コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業

【留意すべき事項】

8. 地域生活支援事業の実施に当たって配慮すべき事項

市町村の地域生活支援事業に追加されるボランティア活動を支援する事業については、当事者及び家族主体の取り組みについても推進されるよう努めるべきこと。

5. 相談支援・権利擁護

(1) 障害者の意思決定の支援

障害者基本法において、「障害者の意思決定支援に配慮しつつ相談」支援等を行うこととされたことを踏まえ、障害者の意思を尊重する観点から、障害者の立場に立って相談支援を行うことを、指定相談支援事業者の責務として明記する。

(2) 総合的な相談支援体系の整備

サービス等利用計画案の作成や地域移行支援、地域定着支援を行う相談支援事業者への専門的な支援などを担い、地域における相談の中核となる基幹相談支援センターは、その事業を効果的に

実施するため、地域の事業者、民生委員などの関係者との連携に努めることとする。

(3) 身体障害者相談員、知的障害者相談員の活用

障害者本人や家族が中心となって行っている身体障害者相談員や知的障害者相談員制度について、その活用を促す観点から、これらの相談員が障害福祉サービス事業者と連携して、相談を実施するよう努めることとする。

【留意すべき事項】（民主党障がい者WT意見より）

6. 精神障害者に対する相談支援の充実

精神障害者に対する相談の充実については、平成 24 年内を目途に検討を行うこととしている精神保健医療福祉施策の見直しの際に検討すべきこと。

(4) 成年後見制度の利用促進のための体制整備

知的障害者につき、成年後見制度の審判請求を行うことができる市町村が、当該制度の利用促進のための体制整備に努めることとする。（知的障害者福祉法）

6. 地域生活の基盤の計画的整備

(1) 障害福祉計画の見直し

① 障害福祉計画の策定手続きの見直し

市町村は、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努め

ることとする。

② 医療、教育等との連携

市町村及び都道府県は、障害福祉計画に医療機関、教育機関等関係機関との連携に関する事項を定めるよう努めることとする。

③ 障害福祉計画の定期的な検証・見直し

市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画に基づく業務の実施の状況に関する評価を行い、障害福祉計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更などの必要な措置を講ずるよう努めることとする。

【留意すべき事項】（民主党障がい者WT意見より）

7. 地域移行の更なる推進

障害者の地域生活への移行をさらに促す観点から、国が施設入所者数の削減数、地域生活への移行者数、精神科病院からの退院について、数値目標設定にあたっての目安を示し、都道府県及び市町村はこれに沿って、障害福祉計画に基づく計画的な基盤整備を図るべきこと。

なお、国が示す数値目標設定にあたっての目安については、定期的な検証と、見直しを行うべきこと。

(2) 協議会の設置促進

① 自立支援協議会の名称の変更

自立支援協議会の名称について、地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、法律上の名称を協議会に変更する。

② 協議会の構成員

協議会の構成員に障害者及びその家族が含まれることを明記する。

③ 協議会の設置促進

地域の課題を共有し、効果的な基盤整備などについての協議を行う協議会について、その設置がさらに促進されるよう努めることとする。

7. その他

(1) 介護人材を確保するための措置

介護人材が安心して、事業所において支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた者については事業者の指定を受けられないこととする。

(2) 関係規定及び関係法律の規定の整備

その他関係規定及び関係法律について所要の改正を行う。

8. 施行期日

施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日とする。

ただし、4. (1) (共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化)については、平成 26 年 4 月 1 日とする。